○厚生労働省告示第三百六十八号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号ヘ及びト並びに第二十一条第三号への規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第十号中「及びオキシコドン塩酸塩製剤」を「、オキシコドン塩酸塩製剤及びアポモルヒネ塩酸塩製剤」に改める。

第十第二号(一)ハ中「及びサムチレール内用懸濁液一五パーセント（後天性免疫不全症候群に罹患している患者に投与するものに限る。）」を「、サムチレール内用懸濁液一五パーセント（後天性免疫不全症候群に罹患している患者に投与するものに限る。）及びエジュラント錠二五㎎」に改める。

○厚生労働省告示第三百六十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第九中「ヘパリンカルシウム製剤」を「ヘパリンカルシウム製剤　アポモルヒネ塩酸塩製剤」に改める。

○厚生労働省告示第三百七十号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表に次のように加える。

27	リネゾリド（薬事法第14条第９項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添附しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添附を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添附を省略して行うことが適当と認められるものとして厚生労働省設置法第11条に規定する薬事・食品衛生審議会が平成24年４月19日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。）	040080x1xxx0xx
		040080x1xxx1xx
28	ヒトチロトロピン　アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成24年５月25日に薬事法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	100020xx99x2xx
29	ドリペネム水和物（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成24年５月25日に、薬事法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	040080x1xxx0xx
		040080x1xxx1xx
30	ミグルスタット（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100335xx97x0xx
		100335xx97x1xx
		100335xx99x0xx
		100335xx99x1xx
		040040xx01x4xx
		040040xx97x3xx
		040040xx97x4xx
31	クリゾチニブ（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	040040xx9903xx
		040040xx9904xx
		040040xx9913xx
		040040xx9914xx
32	モガムリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	130050xx97x2xx
		130050xx99x2xx
33	ドルナーゼ　アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100335xx97x0xx
		100335xx99x0xx

○農林水産省告示第千四百四十一号

福島復興再生特別措置法第四十五条第二項に規定する農林水産大臣等に対する協議に関する命令（平成二十四年復興庁・農林水産省令第一号）第一項の規定に基づき、福島復興再生特別措置法第四十五条第二項に規定する農林水産大臣等に対する協議に関する命令第一項の農林水産大臣が定める書類を次のように定める。

平成二十四年五月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

福島復興再生特別措置法第四十五条第二項に規定する農林水産大臣等に対する協議に関する命令第一項の農林水産大臣が定める書類

福島復興再生特別措置法第四十五条第二項に規定する農林水産大臣が定める書類は、森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第十五条第二項各号に掲げる書類（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号。以下「法」という。）第四十五条第二項の規定により地熱資源開発計画（法第四十四条第一項に規定する地熱資源開発計画をいう。）に森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の規定による保安林の指定の解除に係る事項を記載しようとする場合に限る。）とする。

附　則

この告示は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年五月三十日）から施行する。

○農林水産省告示第千四百四十二号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号。以下「施行規則」という。）第十一条第一項並びに農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号。以下「算定省令」という。）第二条及び第三条第一号の規定に基づき、平成二十四年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る施行規則第十一条第一項の農林水産大臣が定める対象農産物の単位面積当たりの収入額及び収穫量並びに算定省令第二条の農林水産大臣が定める対象農産物の単位面積当たりの収穫量及び標準的な収穫量並びに算定省令第三条第一号の農林水産大臣が定める対象農産物の数量当たりの価額を次のように定める。

平成二十四年五月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局、北海道農政事務所、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センター並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）